

「漫画 BANK」運営者を中国で摘発。行政処罰が下る

2022年6月15日、中国の重慶市文化市場執法総隊は、日本人向けで最大級の漫画海賊版サイト「漫画 BANK」と複数の後継サイトを通じて漫画作品を権利者に無断で公開していたとして、重慶市在住の男性1名に対し、著作権法違反の罪で、犯罪収益没収及び罰金の行政処罰を下し、6月21日に重慶市万州区人民政府のサイトで発表しました¹。

「漫画 BANK」は、日本の漫画作品をストリーミング形式で読むことができる海賊版サイトで、一般社団法人 ABJ の試算によると、開設期間中（2019年12月～2021年11月）の合計アクセス数は9億9370万に達し、タダ読みされた金額はコミックス販売価格換算で2082億円相当と「漫画村」に匹敵する巨大海賊版サイトでした。

集英社は、KADOKAWA、講談社、小学館とともに、「漫画 BANK」が利用していた複数の IT サービスに対して米国裁判所において情報開示命令を取得し、開示された情報を専門家や「漫画村」事件で尽力をいただいた福岡県警察のアドバイスも受けて精査・分析を行ないました。そこで得た情報を元にさらなる開示命令を取得、複数の情報から運営者が中国の重慶市に居住していることを突き止めました。この一連の対応において、2021年11月4日に「漫画 BANK」は閉鎖しましたが、運営者は後継サイトを開設するなど侵害行為を継続、出版4社は、中国に事務所を持つ一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（以下、CODA）に対処を要請しました。

「漫画 BANK」及びその後継サイトは、中国国内から海賊版を読めないようにしており、「中国国内において被害実態がない」状態で、中国での摘発は困難が予想されましたが、CODA から中国当局に対し日本における甚大な被害状況及びその可罰性や摘発の重要性をまとめた申立書等の各種情報提供にもとづき、行政処罰申し立てを行ったところ、これが受理されました。

日本人向けの海賊版サイトを国外で運営していた人間に対して、現地で処罰が下されるのは今回が初めてであり、摘発後、後継サイトも閉鎖するなど、画期的な事例といえます。このような海外における摘発は、海賊版サイトの運営者の大半が海外に拠点を置く現状において、同種の犯罪の抑止につながると期待されます。

今後、出版4社および CODA は、この侵害行為の全容解明に向けて注力するとともに、民事訴訟提起も含めたあらゆる可能性を検討してまいります。

¹ 6月21日付 重慶満州区人民政府

http://www.wz.gov.cn/bmjz_89642/bm/whhlyfzwyh/zwgk_94832/fdzdgnr_94834/xzcfqz/bljg_22/202206/t20220621_10835886.html